

第19回 肝炎対策推進協議会	
平成29年3月1日	資料2

# 肝炎対策基本指針に基づき国が示す事項について

## 肝炎対策基本指針（平成28年6月30日改正）より抜粋

### ○肝疾患に関する診療及び支援体制の整備について

#### 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

##### （1）今後の取組の方針について

肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。

このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、国が示す地域の肝疾患連携体制のあり方に基づき、拠点病院は、専門医療機関及びかかりつけ医との協働による地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要がある。また、拠点病院等の支援を行うため、肝炎情報センターは、肝炎医療に携わる者に対する研修の実施や情報提供、相談支援等を行うとともに、必要な調査や提言等を行う。

### ○肝炎医療コーディネーターについて

#### 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

##### （2）今後取組が必要な事項について

イ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。この際、肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である。